

○事務局 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第151回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は2つです。議題1、「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題1の「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案について」につきまして、資料1に基づき御説明いたします。

まず、経緯につきまして、資料1-1を御覧ください。

本中間整理案につきましては、官民を通じた個人情報保護法制の一元化について検討を行っている「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」の下、本年3月から開催されています「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」における現時点での検討結果を取りまとめたものでございます。

官民を通じた個人情報保護法制の一元化につきましては、委員会において「官民を通じた個人情報保護制度の見直しに係る委員会としての考え方について」が示されております。本案はこの方向性に沿ったものとなっております。

次に、本案の概要につきまして、資料1-2を御覧ください。

まず、1ページ目では、見直しの狙いとして、官民の枠を超えたデータ利活用の支障となっている公的部門と民間部門の規制の不均衡や不整合を可能な限り是正し、国際的な制度調和を図る観点から、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法を統合し、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3者における個人情報の取扱いを委員会が一元的に所管する体制を構築することとしています。

具体的には、一元化後の法律の監視・監督、企画立案等は委員会が行うこととなります。あわせて、規制の不均衡や不整合を是正する観点から、個人情報の定義やルールを統一を進めることとされています。

3ページ目、4ページ目では、ルールの統一を進める方策として、公的部門のうち医療分野や学術分野については民間部門のルールを対象とする旨が示されています。これらの分野の独立行政法人等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なるという不均衡が発生していると指摘されています。このため、本人から見て、官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しい医療、学術分野の独立行政法人等については、基本的には民間事業者と同様の規律を適用することとしています。

5ページ目では、学術分野に関する官民ルールを統一することを機に、我が国の学術研究機関等への国際的な個人データの移転に対して、GDPRに基づく十分性認定を適用可能とすることを視野に、現在、一律に法の適用除外となっている学術研究分野における適

用除外規定を見直すこととし、個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化することとしています。

6 ページ目からは、民間ルールに統一する分野以外の公的部門についても、できるだけ民間部門と整合的なルールとするための見直しに関する説明です。

官民で個人情報の定義や用語が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、この一元化の機会に公的部門と民間部門とで異なる個人情報の定義について、個人情報保護法の定義に統一するとともに、7 ページ目では個人情報を同一基準で加工するため、内容的には同じでありながら、法律によって名称が異なる「匿名加工情報」と「非識別加工情報」を「匿名加工情報」に統一するとともに、行政機関等における匿名加工情報の作成、取得、提供に関する規定を明確化することとしています。

8 ページ目では、官民通じた個人情報保護法制を一元的に委員会が監視・監督をするに当たっての不服申立ての扱いに関して、個人情報保護法上の開示決定等についての不服審査と情報公開法上の開示決定等についても、不服審査を整合的に処理する必要性から、情報公開・個人情報保護審査会の機能を基本的に維持しつつも、行政機関等による開示決定等についても委員会による監視・監督を及ぼす必要があることから、委員会は必要に応じて行政機関等に対する勧告を行うこととしています。

9 ページ目では、地方公共団体の個人情報保護制度に係る今後の検討の進め方について示されています。

具体的には、我が国社会全体のデジタル化の推進を背景としたデータ利活用の円滑化と、個人の権利利益の保護について適切なバランスを図る観点から、地方公共団体も含めた我が国全体での整合的な個人情報保護制度の確立に向けて、各地域における独自の保護・活用の要請や、これまでの実務の積重ね等に配慮しつつ、地方公共団体の意見をよく聞きながら、個人情報保護と活用のバランス、我が国の制度の整合性を確保するための国と地方公共団体との適切な役割分担や、制度の安定性を確保するための制度の在り方等について具体的な検討を行い、年内をめどに結論を取りまとめることとしています。

なお、検討に当たり、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」を通じて得られた情報や知見を共有するとともに、委員会決定の「懇談会における実務的論点の整理に向けて」で示された観点を十分に踏まえて、積極的に検討に取り組んでまいります。

今後は、本案の内容を踏まえ、来年の通常国会への改正法案の提出に向けて、政府内で所要の調整を行いつつ、必要な作業を速やかに進めてまいります。

最後に、本案は、28日開催予定のタスクフォースによって決定されましたら、パブリックコメントに付される予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○丹野委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 説明、ありがとうございました。

この中間整理案は、委員会で決定した方向性や論点を踏まえた案になっておりまして、問題はないと思います。有識者検討会の委員の皆様には敬意を表するとともに、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

委員会としても、法案提出に向け、関係省庁と連携し、法案作成を含め精力的に参画していきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他に御意見はございますでしょうか。

中村委員、お願いします。

○中村委員 検討会で今後行われる地方公共団体の個人情報保護制度に関する検討に関連して、コメントを述べたいと思います。

地方公共団体の個人情報保護制度については、説明にあったとおり、個人情報保護委員会で開催していた懇談会という実務的な論点に関する意見交換の場から、この内閣官房の検討会において具体的な検討を行う段階に移行することが、中間整理案で示されました。

検討会においては、地方公共団体の個人情報保護制度や、個人情報保護制度に関する国と地方の役割分担の在り方などに関する地方の意見をよく聞くことが重要であると同時に、データの利活用における民間企業の果たす役割や、データの活用の際に企業が直面する課題などについて、民間の意見をよく聞くことも重要であると思います。

検討会における議論が、地方自治への配慮を踏まえながら、地域や国が取り組まなければならない課題の解決に役立つようなデータの利活用の促進と、住民の権利の適切な保護に資する地方公共団体の個人情報保護制度の確立につながることを期待しています。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見はありますか。

藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 中間整理案について、検討会の構成員の皆様や事務局の御苦勞に、私も御礼を申し上げます。

何点か申し上げます。少し長くなりますが御容赦ください。

まず、中間整理案の不均衡・不整合の例は、実は2003年施行の旧個人情報保護法の立案段階でも意識はされていたことですが、残念ながら第一世代としての個人情報保護法を無事に成立させるということが最大の目標でしたので、課題として長く残ってしまったと思っております。その解決が図られるというのは非常に意義あることだと思います。

3本の法律の統一に関しても、白地に絵を描くのではなく、既存の制度を前提にいろいろ考えていく必要があるということで、難しい議論をせざるを得ないわけです。しかし、

中間整理案は多くの論点に目配りが利いたものだと思います。

引き続き、データ利活用の支障を除くという観点と、個人の権利利益の保護の充実を目標とするという観点のバランスを取りつつ、官と民の実態を踏まえた議論を続けていかなければならないと考えております。

次に、個別の論点について1つ申し上げます。

個人情報保護委員会と情報公開・個人情報保護審査会の関係の整理ですが、審議状況を必要な範囲で個人情報保護委員会と共有するための仕組みを検討するという場合、審査会ではインカメラ審理を実施しているという点を踏まえての検討が重要だと思いますので、その点を考える必要があると思います。そして、勧告制度の運用については、答申に拘束力がないという点を踏まえて、審査会と当委員会との一層の協働を図るという観点が大事だと思っております。

最後に、今後の検討における視点としまして、地方公共団体の条例との関係について申し上げます。

今、事務局から説明があり、中村委員からも御指摘があったように、自治体が独自に条例によるルールを図ってきた経緯があることに鑑み、配慮・配意する必要があるという点はそのとおりだと考えます。それを前提とした上で、第一に、あるべき個人情報保護法制の姿を見据えた視点を持つことも重要であると考えております。

最初に、2003年の旧個人情報保護法は、我が国としての第一世代の法律だと申し上げましたが、2015年の改正法と、今回、2020年の改正法を併せて第二世代の法律、今度の3法の統一と所管の一元化、法制の一元化で、EU諸国などと同様の第三世代の個人情報保護法になると思っております。

そうであるとする、我が国全体の個人情報保護制度の調和や、個人の権利利益の保護のためのナショナルミニマムの実現という観点から、地方の実情にも十分配慮しつつ、個人情報保護委員会も関与して進められるよう、法律的な手当ても含め検討すべきかと考えております。

自治体条例の骨格が検討された当時には、インターネットはなく、これほどのデジタル化、グローバル化は誰もが予想していなかったわけです。今後は、国際的観点、国民の権利利益の保護、ナショナルミニマムという観点から、委員会が関与していくというのはあり得ることだと思います。ただし、その場合には条例による上乘せ、横出しもあり得るということは考慮しておかなければならないと考えます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

今、3人の委員から、非常に有意義で活発な御意見をいただきました。この中間整理案は、我々がこれまで議論してきたことを十分に踏まえたものとなっており、この方向で更に検討を重ねていただければと思います。

それでは、個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案について、8月28日開催予定

の「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」において決定されることとなっておりますが、委員会としても、本案により決定されることについて異議はないということによろしいでしょうか。

それでは、タスクフォースに出席される福浦事務局長においては、そのように対応していただくよう、お願いいたします。

それでは次の議題に移ります。

議題2、「日EU相互認証の見直し（レビュー）に向けた対応について」を、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 日EU相互認証の見直し（レビュー）に向けた対応について、御報告させていただきます。

まず、背景から御説明いたします。資料2を御覧ください。

委員会及び欧州委員会は、それぞれ、個人情報保護法第24条に基づき、欧州連合、この欧州連合には、欧州経済領域に属するアイスランド、ノルウェー及びリヒテンシュタインが含まれ、全部で30か国ということになりますが、この欧州連合を、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあるとする指定、及び、一般データ保護規則第45条に基づく我が国における個人情報の保護の充分性に係る認定を行い、平成31年1月23日からその効力が生じているところであります。

なお、英国においては、日本時間令和2年2月1日にEUから離脱したことを受け、個人情報保護法第24条に基づく指定は、平成31年個人情報保護委員会告示第5号により、EU及び英国の双方を対象とするものへと改正されております。

このEU指定については、平成31年個人情報保護委員会告示第1号により、適用の日から2年以内に見直しを行うこととされています。

以上の背景に基づき、委員会による個人情報保護法第24条に基づくEU指定の見直しの進め方についてですが、EUに属する30か国及び英国の双方について、個人情報保護法施行規則第11条第1項第1号から第5号までにそれぞれ規定される判断基準を引き続き満たすか否かを、各国データ保護機関等の関係者への聞き取り等を通じて調査し、確認することといたします。

次に、欧州委員会による我が国に対する充分性認定の見直しへの対応についてですが、我が国への充分性認定に関する欧州委員会の決定文書において、欧州委員会は「日本の関係当局と共に行った合同再検討の一環として受領した情報を含む取得可能な全ての情報」に基づき、我が国への充分性認定のレビューを行うとされており、委員会に対して照会等が寄せられた場合には、適時、適切に対応したいと考えております。

その他といたしまして、双方の見直しが「相互認証」に係るものである点に鑑み、双方のプロセスを並行して進め、結果を確定させるべく、適切な時期に欧州委員会との間で委員級の対話の機会を設けることを含め、対話の充実に留意してまいります。

御報告は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 説明ありがとうございます。

日EU相互認証の関係当局の協力の重要性について、一言申し述べます。

我が国とEUとの間における円滑な個人データの相互流通を可能とする日EU相互認証は、委員会の取組として最も重要なものの一つであります。したがって、委員会として、欧州委員会をはじめとする関係当局と連携し、必要な情報を収集して、個人情報保護法第24条に基づく指定の見直しを適切に行うとともに、欧州委員会による十分性認定のレビューにも適切に対応することが重要であり、その双方にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見はございますでしょうか。

ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページに公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

本日の会議はこれで閉会といたします。お疲れさまでございました。